

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500296号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500153号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA事務所(平成17年1月18日以降は、B法人C会)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②から⑥までについて、請求者のA事務所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年10月1日から平成17年3月16日まで
② 平成15年6月
③ 平成15年12月
④ 平成16年3月
⑤ 平成16年6月
⑥ 平成16年12月

私は、請求期間①について、A事務所(平成17年1月18日以降は、B法人C会)で秘書として勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録がない。また、請求期間②から⑥までについて、上記事業所から賞与が支給されていたのに、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間について年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者はA事務所(平成17年1月18日以降は、B法人C会)で勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の事業主は、請求者が当該事業所に勤務した事実はないと回答している上、請求者が当時の同僚だったとしている複数の者も、請求者は当該事業所に勤務していなかったと陳述している。

また、閉鎖事項全部証明書によると、B法人C会は平成17年1月18日に法人として成立しており、オンライン記録によると、同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、それ以前について、A事務所においても適用事業所となった記録はない。

さらに、当該事業所が適用事業所になった平成17年3月1日に厚生年金保険の被保険者資

格を取得した者は、請求者は勤務していなかったと回答している。

加えて、請求者の雇用保険の記録によると、請求事業所における被保険者記録が見当たらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②から⑥までについて、上記のとおり、請求者の請求事業所に係る勤務実態が確認できない上、請求者は当該期間に係る賞与支払明細書などの資料を保管していないことから、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500298号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500152号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月1日から同年10月1日まで

私は、A社のB支社に入社し、昭和60年3月1日から勤務したのに、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和60年10月1日になっている。請求期間も同社で勤務していたので、年金額に反映するよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間当時に同社に勤務していたことがうかがえる。

また、上記の複数の同僚は、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨回答している上、請求者の請求期間とほぼ同じ時期にB支社で勤務していた同僚から提出された給料支払明細書によると、A社における入社日からオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日前の期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、法人登記簿謄本及びオンライン記録における請求期間当時の事業主によると、「実質的オーナーだった者がすべての実権を握っていたので、総務経理関係については良くわかりません。」と回答している上、その実質的なオーナーとされている者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500384号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500154号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る普通預金元帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者の普通預金元帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から35万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500394号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500149号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る普通預金元帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者の普通預金元帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500395号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500150号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500408号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500151号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を25万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する請求期間に係る賞与明細書、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に、A社から賞与の支給を受け、標準賞与額25万3,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。